

# 山梨県公報

第千八百三十四号

平成二十年

三月三日

月 曜 日

## 公 告

南アルプス市役所  
四 異議申立期間  
平成二十年四月二日から同年十六日まで

## 目 次

県営土地改良事業計画の決定	八九
特定非営利活動法人の設立の認証申請	八九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	八九
平成二十年度二級建築士及び木造建築士試験の実施	九〇
平成二十年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施	九〇
平成二十年度前期技能検定の実施	九二

## 告 示

### 山梨県告示第八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(加賀美地区経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十年三月四日から同年四月一日まで

#### 三 縦覧場所

山梨県公報 第千八百三十四号 平成二十年三月三日

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十年二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 チーム南アルプス

2 代表者の氏名 金丸忠仁

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市寺部千七百七十一番地

4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対して生活支援に関する事業や、不特定多数の住民に対して荒廃農地の管理・遊休農地の活用に関する事業を行い、地域コミュニティの活性化や農村環境の保全に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十年二月二十日から同年四月十九日まで

### ● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

韮崎市下祖母石二七五の一、二二七五の四、二二七五の五、二二七八の一、二二

- 七八の二、二二七八の三、二二八六の二、二二八六の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路、道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県韮崎市下祖母石二千二百七十八番地 高野産業株式会社 代表取締役 高野 実

● 平成二十年二級建築士及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の第十七第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。

平成二十年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

1 学科の試験

二級建築士 平成二十年七月六日(日) 午前十時から午後五時十分まで

木造建築士 平成二十年七月二十七日(日) 午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士 平成二十年九月十四日(日) 午前十一時三十分から午後四時まで

木造建築士 平成二十年十月十二日(日) 午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験

又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報  
の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、それぞれ当該試験の申込み  
を行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

(1) 期間 平成二十年四月一日(火) から同月七日(月) まで

(2) 時間 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

センターのホームページ(<http://www.jaetc.jp/>)において必要な事項を入力し申  
し込むこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込受付期間及び時間

(1) 期間 平成二十年四月十四日(月) から同月十八日(金) まで

(2) 時間 (1)の期間中のそれぞれの日の午前十時から午後四時まで

(二) 受験申込書の請求先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階 社団法人山梨県建築  
士会(以下「建築士会」という。)の事務所

(三) 受験申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階会議室  
受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十年十二月四日(木)を予定している。なお、学科の試験については、二級  
建築士試験は同年八月二十六日(火)、木造建築士試験は同年九月九日(火)を予定  
している。

五 その他

設計製図の課題は、平成二十年六月十一日(水)からセンターの各支部及び建築士  
会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

● 平成二十年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項  
の規定に基づき、平成二十年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施に  
ついて次のとおり公告する。

平成二十年三月三日

山梨県知事 横内 正明

一 実施職種等

1 実施職種

(一) 三級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金めつき（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業に限る。）、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、変圧器組立て法及び配電盤・制御盤組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、変圧器組立て作業及び、配電盤・制御盤組立て作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法及び射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形作業及び射出成形作業に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、塗装、塗装及び工業包装

2 受検資格

1 に掲げる三級の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格

した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(二) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手續

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁	一万五千七百円

施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装	
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元

- (二) 学科試験  
三千百円
- 3 手数料の納付方法  
実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。
- 4 受付期間  
随時
- 5 提出先  
甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)
- 6 その他  
(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒)に、あて先を記入し、百二十円切手をはり付けたもの( )を同封すること。  
(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 五 合格発表等
- 1 合格者の発表  
合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。
- 2 合格証書等の交付  
合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。
- 六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成二十年度前期技能検定の実施  
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
平成二十年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、金属熱処理(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。)、機械加工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、ボール盤加工法、中ぐり盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法、数値制御工作機械加工法及び精密器具製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、ボール盤作業、ジグ中ぐり盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシンングセンタ作業及び精密器具製作作業に限る。)、放電加工、金属プレス加工、鉄工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。)、建築板金、工場板金、めっき(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めっき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めっき作業に限る。)、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て作業に限る。)、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作作業に限る。)、家具製作(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業に限る。)、建具製作、プラスチック

成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、強化プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、積層成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、手積み積層成形作業に限る。）、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷工事作業に限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 三級

園芸装飾、造園、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。）、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾

3 単一等級

路面標示施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカー施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカー工事作業に限る。）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十年六月九日（月）から同年九月十七日（水）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表  
平成二十年六月二日（月）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験  
(一) 実施期日

検 定 職 種

実施期日

三級 園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成二十年七月二十七日（日）
1 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成二十年八月二十四日（日）
2 三級 金属熱処理	平成二十年八月三十一日（日）
一級及び二級 機械加工、鉄工、めつき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	平成二十年九月三日（水）
二級 写真	平成二十年九月三日（水）
1 一級及び二級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成二十年九月七日（日）
2 単一等級	

路面標示施工

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(2)の表に該当する者は除く。及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、塗装、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	一万五千七百円
婦人子供服製造	一万三千円

(2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	一万五百円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成二十年四月三日(木)から同年同月十六日(水)まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手をはり付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成二十年八月二十七日(水)(金属熱処理及び写真を除く三級職種)、平成二十年十月三日(金)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、本人あて書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者については、書面でのみ通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付

する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番